

松阪市介護保険サービス事業者等指導実施要綱第3条の規定に基づき、以下のとおり、令和6年度松阪市介護保険サービス事業者等指導実施計画を定める。

## 1. 指導の実施方針に関すること

### (1) 目的

高齢者の尊厳を保持し良質なケアが提供される体制を継続させること及び高齢者への虐待を防止することにより、介護保険制度への信頼性を維持し、制度の持続可能性を高めることを目的に、介護保険サービス事業者等に対する支援、育成に取り組むとともに、介護保険法をはじめとする各種関係法令、通達等の遵守を求める。

### (2) 重点項目

#### ア 人格の尊重及び尊厳の保持

- ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に基づく高齢者虐待防止及び身体拘束廃止に向けた取組・体制
- ・利用者自身によるサービスの選択に資するための支援に関すること

#### イ 人員、設備及び運営基準

- ・従業者の員数及び勤務体制の確保に関すること
- ・内容及び手続きの説明及び同意に関すること
- ・秘密保持に関すること
- ・居宅サービス計画及び施設サービス計画並びに個別サービス計画に沿ったサービスの提供
- ・記録の整備に関すること

#### ウ 介護報酬の算定

- ・指定地域密着型サービス（介護予防を含む。）に要する費用の額の算定に関する基準の遵守
- ・指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の遵守
- ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の遵守

#### エ 非常災害対策及び衛生管理等

- ・非常災害時の対応についての取組・体制（具体的な防災計画の作成、関係機関への通報・連携体制の確保、定期的な避難、救出訓練の実施等）
- ・衛生管理、感染症及び食中毒の予防及びまん延を防止するための取組・体制
- ・感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制の構築
- ・新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

## 2. 指導の実施形態に関すること

### (1) 集団指導

集団指導は、予め会場を設定し、指導の対象となる介護保険サービス事業者等に対して令和6年度介護保険制度の改正内容、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報

酬の算定方法、関係法令等及び過年度の運営指導状況について、会場への集合形式及びオンライン会議システムを組み合わせた講習等の方法により行うものとする。

なお、指導終了後は、参加状況や資料の閲覧状況を把握するとともに、個別の質問に対応するため、アンケートを実施する。

また、集団指導に欠席した事業者等には、予め松阪市ホームページに掲載した説明資料の確認状況を把握する等、必要な情報提供に努めるものとする。

## (2) 運営指導

運営指導は、指導の対象となる介護保険サービス事業者等に予め、運営指導の根拠規定及び目的、日時、場所、指導担当者、出席者、準備すべき書類等、当日の進め方、流れ等（実施する運営指導の形態、スケジュール等）を通知したうえで、事業所において面談方式で行う。なお、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認出来る内容（最低基準等運営体制指導及び報酬請求指導に限る。）については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。原則として事業者等の指定有効期間内に1回以上実施するものとする。

一方で、指導の対象となる事業所において高齢者虐待が疑われているなどの理由により、予め通知することで、当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に通知するものとする。

また、運営指導は、本市の指導担当者に加えて、三重県、及び厚生労働省、又は他市町の指導担当者が連携し合同で行うことができる。

なお、「介護保険施設等運営指導マニュアルについて（令和4年3月31日老発0331第7号）」別添「介護保険施設等運営指導マニュアル」に基づき、確認項目を踏まえた運営指導の所要時間の短縮による効率化、及び運用の標準化を図るなど、事業所の負担軽減に努めるものとする。

## (3) 指導結果の通知等

指導担当者は、運営指導終了後、介護保険サービス事業者等の開設者及び管理者等に対し、講評及び必要な助言、又は指示を行うものとする。

また、運営指導の結果、改善を要すると認められる事項及び介護報酬について、過誤による調整を要すると認められた場合は、運営指導後1か月以内に文書によりその旨を通知し、文書により改善報告を求めるものとする。

## (4) 監査への変更

運営指導において、「人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合」、「介護報酬請求について、不正を行っている」と認められる場合又はその疑いがあると認められる場合、「不正の手段による指定等を受けている」と認められる場合又はその疑いがあると認められる場合、「高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている」と認められる場合又はその疑いがあると認められる場合」は、運営指導を中止し、直ちに松阪市介護保険サービス事業者等監査実施要綱に定めるところにより監査を行い、事実関係の調査及び確認を行うものとする。

(5) 指導結果の公表

毎年度終了後、指導の結果を市のホームページで公表する。

3. 指導の実施時期に関すること

- (1) 集団指導は、実施日の2か月前までに指導の対象となる事業者等へ通知したうえで、原則年1回、運営指導の開始前までに行うものとする。(令和6年7月18日(木)を予定)
- (2) 運営指導は、実施日の1か月前までに指導の対象となる事業者等へ通知したうえで、原則9月から2月までの期間内に行うものとし、特別な事由がない限り、開始時間は午前9時30分とし、午後4時までには講評を終了するものとする。